

(様式-1)

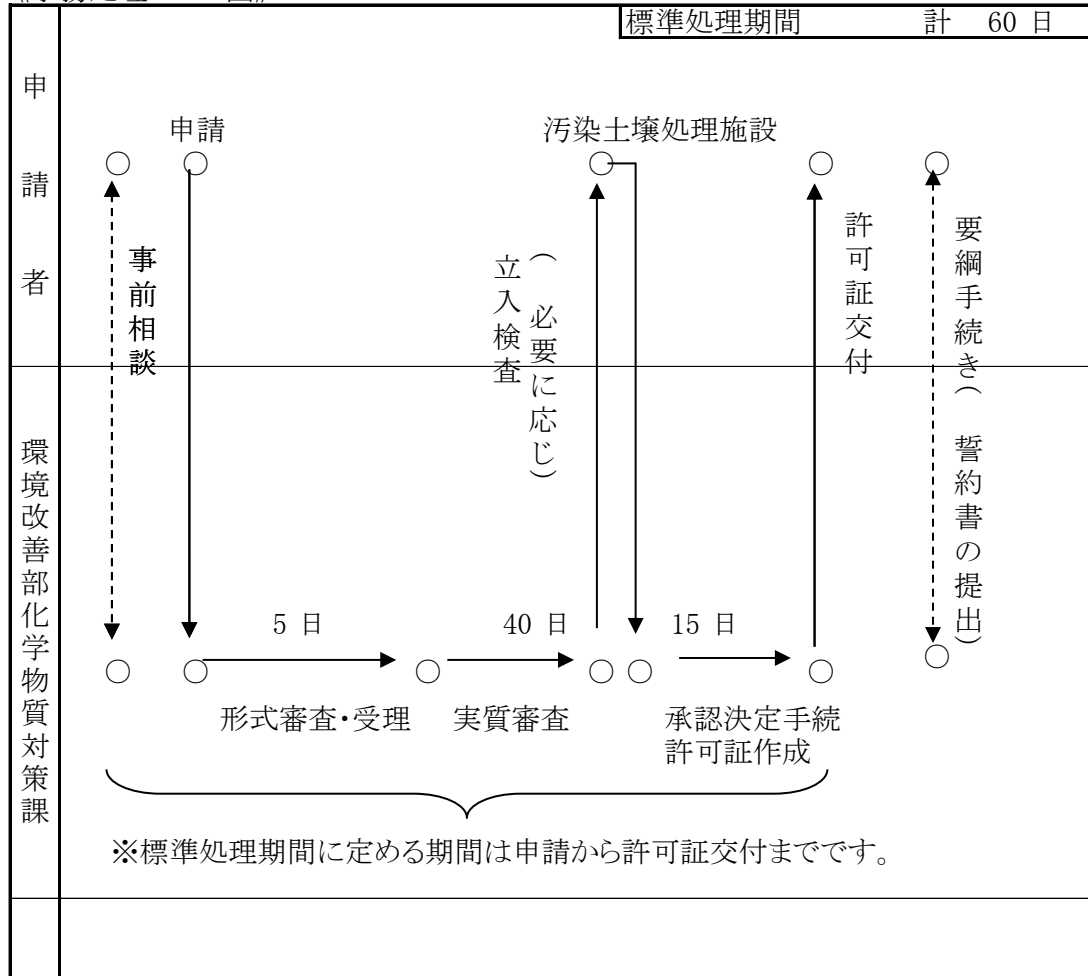
(令和2年6月25日更新)

事務処理フロー図

事務名 汚染土壌処理業に係る合併・分割承認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査し
3	実質審査	申請書の内容について、承認し(省令第4条)に適合するか、まづついて審査します。
4	立入検査	必要に応じ、汚染土壌処理施設に入るか、現地での立入検査を行い
5	承認決定手続	審査の結果、汚染土壌処理施設業を的確に、かつ、継続して行う準に適合しており、欠格要件に該当し、許可証を交付します。
6	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の届関する要綱」に基づき、手続きを
備考		申請内容によっては、承認に必要な条件を付て当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更場合は、別途当該事務処理期間が必要となります

)

377

明

応じます。

た後、受理します。

ようとする事項が許可基準
を、欠格要件該当の有無に

が、許可基準に適合してい
ます。

及び申請者の能力が処理
うに足りるものとして許可基
該当しないときは、許可を決

周辺環境への配慮の手續に
行ないます。

すことがあります。
且許可申請が必要である場
。